

理事・監事の報酬基準

別添

社会医療法人 童仁会(以下、「当法人」という。)の理事および監事に対する支給基準を次のように定める。

第1章 対象となる役員

第1条 この基準の対象となるものは、当法人の理事及び監事（以下、「理事等」という。）とする。

第2条 理事等には、職員（使用人）兼務理事等および非常勤の理事等を含むものとする。

第2章 報酬等の範囲

第3条 この基準となる報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当（以下「報酬等」という。）は、次のことを斟酌し、不当に高額にならないよう配慮する。

- (1) 民間事業者の役員の報酬等
- (2) 当法人の従業員の給与
- (3) 当法人の経理（特に損益・収支）の状況
- (4) 当法人と同規模・類似内容の医療法人（社会医療法人）の状況
- (5) その他、特に配慮すべき事項

第4条 理事等には、報酬・退職手当以外の「職務の遂行の対価として受ける財産上の利益」は原則して支給しない。ただし、特別な理由があるとき、その理由・金額等を明らかにして理事会の承認を受けるものとする。

第5条 理事等には、この基準で定める報酬のほか、特別の経済的利益の供与をしてはならない。

第3章 報酬の勤務形態による区分

第6条 理事等の報酬は、以下により支給する。

- (1) 医師の資格を有する理事には、以下の報酬を支給する。
 1. 理事長 月額 3,500 千円以下
 2. 理 事 月額 2,500 千円以下
- (2) 医師でない理事の給与は、理事会の議決をへて理事長が決定する。
- (3) 非常勤理事及び監事の報酬は支給しない。ただし、理事会出席者に対し日当 10,000 円を支給する。

(注) ①「常勤」とは、従業員勤務に準じ、原則として週4日以上勤務、「非常勤」とは、常勤以外で1月に不定期（1日から数日）勤務する理事等をいう。

②この金額から源泉所得税等を控除する。

附則

この基準は平成25年4月1日より実施する。

この基準は令和8年2月25日改正し、実施する。